

總第 89 号

平成 29 年 10 月 3 日

小田原箱根商工会議所

会頭 鈴木悌介様

小田原市長 加藤憲一



平成 30 年度予算・政策に関する要望について（回答）

（対平成 29 年 8 月 23 日付け小商工発第 82 号）

平成 29 年 8 月 23 日付けで御要望をいただいたことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

事務担当は、総務部総務課総務係  
連絡先：(0465) 33-1291

会頭	専務理事	専務局長	総務部長	相談所長	次長	課長	係長	係員
鈴木悌介	山岡					本山		鶴



## 回 答 書

### 1 小田原・箱根木製品の販路開拓事業等の継続支援について

#### 【回答】

小田原・箱根木製品につきましては、貴所と連携して小田原市地場産業振興協議会事業等で、首都圏をはじめ地域内外で行うPR活動を積極的に支援・実施しております。

また、市としましては市役所2階ロビーに小田原・箱根木製品をはじめ多くの地場産品を展示するなど来庁者に向けたPR活動をしております。

その他にも、木製品産業の観光土産物産品関係者が出演する「インターナショナルギフトショー」などの見本市につきましても、その出展を神奈川県中小企業センターとともに支援しております。

神奈川県の名産100選に指定されている「小田原漆器」、「小田原木製品」、「箱根寄木細工・木象嵌」は、地域が誇る地場産業であり、今後も販路開拓事業などの自立運営を促す支援を積極的に行ってまいります。

(担当課：産業政策課)

### 2 地元建設業者の育成支援について

#### 【回答】

本市発注工事におきましては、特殊案件以外は、極力市内業者に発注するとともに、大型工事につきましても、可能な限り複数の工種に分離し、市内業者へ発注しております。

今後も、地元発注の方針を堅持するとともに、地元業者が安定的・持続的に受注できるような取組について、他自治体の事例を参考しながら研究してまいりたいと考えております。

(担当課：契約検査課)

### 3 公共工事について

#### (1) 地元業者受注機会の確保の強化について

#### 【回答】

本市では、入札等の執行にあたって、御指摘のとおり、特殊案件以外は市内業者への発注を行っており、また、大型工事につきましても、小田原漁港（新港西側

地区）交流促進施設整備工事などに見られるように、複数の工種に分離して、市内業者へ発注しております。今後とも、可能な限り、市内業者の受注機会の確保・拡大に努めてまいります。

(担当課：契約検査課)

## (2) 総合評価方式の見直しについて

### 【回答】

本市では、総合評価方式入札のうち、「簡易型」の入札・契約手続を、平成28年度にガイドラインに追加しましたが、平成28年度に引き続き、今年度におきましても、適当な工事がなく、いまだに、試行実績は「特別簡易型」による執行のみであります。

今後、「簡易型」にふさわしい工事を抽出し、試行につなげたいと考えております。

なお、試行できた場合は、入札参加業者等からの御意見を聴取し、試行結果につきまして検証してまいりたいと考えております。

(担当課：契約検査課)

## (3) 近接工事の対応について

### 【回答】

平成28年度から、入札公表の際、現場の連続性及び一体性、発注時期等からみて一つの工事と見なせる工事を複数の工事に分割して発注する場合、各工事に同一の事業者が重複して受注できないよう制限し、受注機会の拡大に努めています。今後も、引き続き同様の取り組みを行うことにより、市内業者の安定的な受注の確保に努めてまいりたいと考えております。

(担当課：契約検査課)

## (4) 公共工事における提出書類の簡素化について

### 【回答】

現在、提出等を求めている工事完成検査時の必要書類は、法令等の規定により必要とされているものや工事目的物の品質、規格、性能、数量等が契約内容に適合しているか確認するために必要となるものなど、最小限のものとしておりますが、今後も必要に応じて適宜見直しを図ってまいります。

なお、工事担当課から、工事完成後の施設管理のために、必要書類の提出を求

める場合もございますので、御理解を賜りたいと存じます。

(担当課：契約検査課)

(5) 入札参加の条件の見直し

【回答】

建設業労働災害防止協会の加入の有無につきましては、従来から、総合評価方式入札の評価項目に設定しているとともに、平成28年度に試行を開始したインセンティブ発注による入札におきましても、入札参加条件として設定しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

(担当課：契約検査課)

(6) 130万円以下の工事発注先の選定基準の見直し

【回答】

130万円以下の工事につきましては、各所管課で執行しており、基本的に現場に近い業者を選定しております。今後とも、引き続き公平性を確保するため同一業者に偏らないよう契約検査課で指導してまいります。

(担当課：契約検査課)

(7) 工事の平準化

【回答】

工事の早期発注及び平準化につきましては、毎年、工事所管課に通知し徹底を図るとともに、平成28年度末には、当該年度の支出額がゼロである、いわゆる「ゼロ市債」による工事の前倒し発注を行うなど、その対応に努めているところでですので、御理解を賜りたいと存じます。

(担当課：契約検査課)

(8) 実績の公表

【回答】

本市では、貴所からの要望に応じ、平成29年度から本市の公共事業支出全体のうち、契約検査課執行分の工事及び物品に限定し、市内本店業者の受注割合を本市ホームページの中で公表させていただいているところです。

御要望の公共事業支出の全体となりますと、調査対象が全庁的かつ膨大なものとなりますことや、契約検査課以外の所管課執行分につきましては、少額の予算額であるため、基本的には市内業者へ発注するよう努めておりますことから、当面は、

先述した公表内容で対応させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

(担当課：契約検査課)

#### 4 マル経融資制度の利子補給制度の創設について

##### 【回答】

利子補給につきましては、現在、本市の中小企業支援策として実施している「中小企業小口資金融資制度」におきましても適用させていない状況であり、限られた予算の中では優先順位を考慮しながら、総合的な見地で検討する必要があります。

「マル経融資」は小規模事業者の経営環境の向上に寄与してきた融資であることは承知しておりますが、現時点におきましては「マル経融資」に対する利子補給は難しい状況であります。

(担当課：産業政策課)

#### 5 信用保証料補助限度額の拡大について

##### 【回答】

信用保証料補助につきましては、信用力、担保力が弱い中小企業者にとって、融資制度利用の際には大きな助けとなっており、年間300件から500件の申請をいただき、補助金額の合計は年間で約2,000万円を支出しております。

また、平成27年の大涌谷周辺の火山活動の影響から大きな経済的打撃を受けた際には、その経済的対策として県制度融資である「箱根地域等緊急支援融資」及び「経営安定融資（セーフティネット4号）」を補助対象に加え、この融資に対する補助金上限額を引き上げることとした緊急支援措置を実施いたしました。

今後も本市を取り巻く経済情勢を注視しながら、不測の事態が生じた場合には臨機応変に対応してまいりますが、本市の予算には限りがあり、多くの中小企業者の円満な融資実行を支援していくためには、現行を超える補助限度額の設定は難しいと考えております。

(担当課：産業政策課)

#### 6 いのち輝くまちづくり構想推進について

##### 【回答】

市立病院の建替えについては、これまで検討してきた結果や地域医療構想に基

づく他の病院の動向を踏まえ、施設の規模や内容を検討しつつ、建替えの候補地につきまして、現地を含め選定していく予定ですが、イオンタウン用地での建替えにつきましては考えておりません。

(担当課：企画政策課)

## 7 空き家・空き店舗対策について

### 【回答】

本市では商店街における空き店舗等の対策につきましては、「商店街単位」での支援をしているところであり、実際に空き店舗等の解消を商店街における課題と位置付け取り組んでいる商店街では、テナント誘致につながっていることからも、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

空き家バンク制度につきましては、空き家所有者と利用希望者をマッチングし、空き家の利活用につなげるものであり、本市ホームページをはじめ、今後は、広域的な取組や全国版空き家バンク等を通じて、一層の周知を図ってまいります。

(担当課：産業政策課、都市政策課)

## 8 都市計画道路計画の再構築について

### 【回答】

都市計画道路は、長期的な視点から都市計画決定し、順次整備を進めておりますが、決定後、長期間が経過しても着手に至らない都市計画道路が存在していることから、社会経済状況の変化に的確に対応するため、平成20年2月に「小田原市都市計画道路見直しの基本方針」を策定し、道路の必要性を再検証したうえで、見直しを行いました。

前回の見直しから概ね10年が経過する平成30年度に2回目の見直しに向けた検証作業を予定しておりますが、見直しにあたっては、上位計画の位置付けを確認するとともに、将来交通量の推計に基づき、個別区間における必要性、事業実施時期の見込み、技術的な課題につきまして検討を行った上で、総合的な判断が必要となります。

貴所の「中心市街地活性化特別委員会」や、商店会長及び自治会長による「小田原駅前まちづくり研究会」には、本市職員も参加し、将来のまちづくりにつきまして勉強を行っている段階と認識しておりますが、必要に応じ関係地権者の意見も伺いながら、都市計画道路の見直しを進めてまいりたいと考えております。

(担当課：都市計画課)

9 新東名高速道路と小田原厚木道路が交差するポイントにJCT（ジャンクション）の設置について

【回答】

昨年度も御回答させていただいておりますが、新東名高速道路と小田原厚木道路を直接連絡する施設の計画はございません。新東名高速道路から小田原厚木道路を利用する場合は、「(仮称) 伊勢原ジャンクション」から現東名高速道路を経由し、「厚木インターチェンジ」を利用することで乗り換え可能となっておりますので、御理解ください。

(担当課：建設政策課)

10 小田原駅西口の開発について

【回答】

御指摘のとおり、小田原駅西口に面する一部の建築物につきましては、耐震診断を行った結果、所定の耐震基準を満たしていないことから、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に基づき、除却を行う必要がある建築物として認定し、早期に除却を行うよう指導を行っているところです。

このような認定を受けたマンションの除却・建替えを促進する方策として、平成27年度に「小田原市総合設計許可基準」を改正し、「マンション建替型総合設計」を追加しました。

また、同法第105条の規定に基づく容積率の特例許可を受けたものにつきましては、建築物の高さの最高限度を緩和するよう、高度地区の見直しも既に行っております。

小田原駅西口広場につきましては平成15年に整備済みであり、現段階では本市として小田原駅西口の開発を行う具体的な計画はございませんが、これらの制度を活用することにより、当該建築物の早期除却が図られるとともに、広場（公開空地）を創出するなど、魅力的なまちづくりを行うことが可能となりますので、是非御活用くださるようお願いいたします。

(担当課：都市計画課)

11 立地適正化計画の活用（市街化区域・市街化調整区域）について

## (1) 市街化区域

### 【回答】

「小田原市立地適正化計画」につきましては、本市の特徴である多くの鉄道駅等の拠点を中心とする生活圏の特性等を踏まえ、「小田原らしさを生かした賑わいのある多極ネットワーク型コンパクトシティの形成」を都市づくりの理念とし、本年3月に都市機能誘導区域を設定いたしました。都市機能誘導区域につきましては、小田原駅を中心とした広域中心拠点や鴨宮駅を中心とした地域中心拠点など、拠点ごとの特色を踏まえたエリア設定を行っております。今後は、平成29年度、平成30年度にかけ、居住誘導区域の設定に係る作業を進めますが、居住誘導区域の設定に当たっては、関係団体、地域住民の方の意見を伺いつつ、都市計画審議会等での議論や、パブリックコメント等を行っていく予定です。

(担当課：都市政策課)

## (2) 市街化調整区域

### 【回答】

新たな開発許可制度の施行につきましては、貴所の御指摘のとおり、十分な周知が必要であると考えております。

そこで、今後、市街化調整区域に土地を所有する約1万2千人の方々にダイレクトメールを送付し、新たな開発許可制度の概要や説明会の開催につきまして周知を図る予定です。

また、パブリックコメントにおきましても貴所から同様な御意見をいただきましたので、幅広い業界に周知を図るため、平成29年7月24日に説明会を開催し、40名の方々に御出席をいただいたところでございます。

今後も、平成30年11月30日の施行に向け、引き続き十分な周知を図ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

(担当課：開発審査課)

## 12 観光用駐車場の拡充・整備について

### 【回答】

本市では、駐車場整備に関する課題を整理し、適正な施設配置や既存施設の有効活用などにより、中心市街地の賑わいや回遊性のあるまちづくりを行うため、駐車場整備の方針など具体的な施策につきまして定めた「小田原市駐車場整備計画」

を平成27年3月に策定しました。

当計画の基本方針の一つに、観光政策との連携を位置付けており、観光バスの駐車場につきましては、現在運用している藤棚臨時駐車場を当面の間、主な観光バス駐車場として活用を図ることとしております。

また、一般車につきましても、桜の開花時期や中心市街地でのイベント開催時などの一時的な駐車場不足を解消するため、競輪場の駐車場や小田原保健福祉事務所・児童相談所跡地などを臨時駐車場として開放し、旧日本たばこ産業小田原営業所跡地をイベント関係者駐車場等に利用するなど駐車場の確保に取り組むとともに、公共交通機関の積極的な利用も呼びかけております。

そして、この秋からは城址公園内の梅林駐車場につきましては、これまで競輪開催日には競輪用駐車場として利用していたものを一般車駐車場として活用することとし、通年で利用できる駐車場の確保にも取り組んでおります。

今後、観光バス、一般車駐車場に関しましては、中長期的な整備として、小田原駅、小田原城周辺で計画されている各事業と併せて行われる機能の再配置の中で、更なる対応を検討してまいりたいと考えております。

(担当課：まちづくり交通課、図書館、観光課、小田原城総合管理事務所)

### 13 小田原駅東口駐車場の管理運営について

#### 【回答】

小田原駅東口駐車場周辺の交通動線につきましては、神奈川県警察本部や小田原警察署と十分な協議を行い、安全を最優先に配慮した結果、現在の駐車場への進入方法や、青橋方面への右折禁止などの交通規制となりました。

また、小田原駅東口駐車場開業後におきましては、規制標識や路面標識に加え、駐車場への進入や退出を誘導する看板の設置なども実施し、周知を図っております。

なお、観光客が多く見込まれるゴールデンウィークや北條五代祭りなどの繁忙期につきましては、東口駐車場を管理運営する小田原市事業協会が、右折禁止の注意喚起看板を持った交通誘導員の配置と行き先に応じた案内の実施などの対応をとっております。

(担当課：都市計画課)

### 14 平成の城下町・宿場町構想の推進について

#### 【回答】

研究会には、副市長以下、関係部長が出席するとともに、5つの分科会には、関係各課の課長以下の職員が出席し、構想の推進に向けた検討に、一緒に取り組んでおり、今後も、課題解決に向け、連携して取り組んでいく考えです。

(担当課：企画政策課)

#### 15 小田原漁港の交流施設の早川周辺整備事業について

##### 【回答】

交流促進施設と本港側にある既存の飲食店等との連携につきましては、このエリア全体を「海・港・魚と人がふれあう空間」と位置付け、交流促進施設側を「発見、買い物、食、休憩を楽しむエリア」、本港側を「ゆっくりと食事、買い物を楽しむエリア」とし、その間の空間的エリアを「港を感じるエリア」に分け、小田原漁港全体の回遊性の向上による地域の一層のにぎわいを創出することを目指しています。

交流促進施設につきましては、指定管理者による管理・運営を予定しており、今年度、指定管理者を決定してまいります。駐車場や渋滞対策等を含め、本港側との連携方法等につきましても、指定管理者の募集要項に盛り込み提案していただくことを予定しています。

今後、指定管理者が決定次第、連携を図りながら対策を進めてまいりたいと考えています。

また、回遊性を考慮した歩道整備につきましては、神奈川県と連携しながら検討してまいります。

(担当課：水産海浜課)

#### 16 JR東海道線上り電車終電の繰下げについて

##### 【回答】

小田原駅発上り最終電車の運転時刻を繰下げるよう、神奈川県をはじめ、県内市町村及び経済団体による「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じ、東日本旅客鉄道株式会社に対して、引き続き要望してまいります。

(担当課：まちづくり交通課)

#### 17 足柄幹線林道の県道昇格に向けた取り組みについて

##### 【回答】

足柄幹線林道の県道移管につきましては、管理者である県西地域県政総合セン

ターによると、当該林道は林業振興を目的としていることから、移管はできないとのことです。

林道は、専ら林業活動に利用する「林業振興型林道」と生活用道路等の役割を担う「地域振興型林道」に大別されますが、当該林道につきましては、双方の機能を併せ持つ「併用型林道」として扱われており、一般通行車両の安全にも配慮しながら、必要に応じてロックフェンス等を施す措置を講ずるなど、今後も防災機能の強化に取り組んでまいりたいとのことです。

(担当課：建設政策課)

## 18 上下水道等、インフラコスト削減施策の推進について

### 【回答】

水道事業は、使用者の皆さんからいただく水道料金を財源として運営しております。近年では、人口減少や節水器具の普及等による使用水量の減少に伴い、水道料金収入が減収傾向にある一方、災害への対策として、水道施設の耐震化や更新により多額の事業費が見込まれています。そこで、平成29年1月に平成7年以来22年振りとなる水道料金の改定を実施しました。

なお、従前の料金体系は、事業用や大口使用者に多く負担を求めており、負担の公平性の観点から課題がありました。今回の改定に際し、事業用や大量使用の単価の改定率を低く抑え、より公平な料金体系に見直しを図りましたので、御理解ください。

また、料金徴収方法につきましては、これまで水道料金と下水道使用料を一括して徴収することで、コスト削減を図ってまいりました。公共料金の一括集金につきましては、一昨年度、東京都水道局、東京電力、東京ガスの3者が、スマートメーターを介した水道・電気・都市ガスの共同検針システム構築に向けた検討を始めており、本市におきましても、こうした先進的な取組について情報収集に努め、調査・研究してまいります。

下水道事業につきましては、平成30年度の使用料の改定はありません。

しかし、水道事業と同様に水需要の減少などから下水道使用料収入が減少する一方で、施設の更新や補修の支出が増加することが避けられません。

そのため、下水道使用料につきましては概ね3年ごとに審議会を開催し、御意見や御提言等をいただきながら下水道事業の健全経営に努めてまいります。

また、今後の企業育成に必要と思われます様々な支援策等につきましては、経済情勢を踏まえつつ、国や県の施策や動向を注視しながら、適切な検討を行っていきたいと考えております。

(担当課：営業課・下水道総務課・産業政策課)

#### 19 富士山噴火災害想定時の事業所への対策について

##### 【回答】

本市では、火山災害が発生した場合には、防災行政無線を活用しJアラートで市民への情報提供等を行います。また、救助・救急、消火及び医療救護活動や、降灰等対策を行います。

火山災害への対応が進んでいる鹿児島の対応策等は、インターネットなどでも広く周知されております。降灰が頻繁に発生する事などから、その対策につきましては、火山灰が積もりにくい屋根の形状や、降灰の溜まりにくい雨樋の採用、火山灰が付着しにくい外壁の採用など、建物の設計等にかかるものから、火山灰の収集袋の配布など、行政が行う独自の対策などが周知されております。

また、企業の対応につきましても様々な情報が提供されており、出社可能な社員の想定・把握や、物流が止まった場合の原材料の入荷や製品の出荷の代替え手段の検討、BCPの策定などのソフト系の対策から、電子機器を火山灰から守るために大きめのごみ袋やラップを用意する対策や、社員が帰宅困難になったときのために食料を備蓄する、停電に備えて懐中電灯やストーブを用意しておく、建物の倒壊を防ぐために火山灰卸しに必要なスコップなどを備蓄しておくなど、具体的なハンド対策まで、様々な情報が提供されております。

これらの情報は、降灰に対する蓄積された経験をもとに分析されたものであり、実際の写真を掲載するなど、分かりやすく丁寧に作成されているため、大変参考になると思われます。

本市としましては、今後も市民や企業の方の問い合わせに対し、情報提供できるように努めてまいります。

(担当課：防災対策課)

#### 20 地下街商業施設の経営について

##### 【回答】

小田原地下街「HaRuNe小田原」は、魅力的な小田原の「ヒト」「モノ」「コト」

を発信し、市民や観光客が集う「にぎわいの場」を創出するとともに、集まった「ヒト」「モノ」「コト」の交流を通じて、「小田原ならではの新しい価値」を生み出し、HaRuNe小田原が街の中心のひとつとなり、市内各所に魅力の輪を広げながら、地域の活性化へつなげていくことを目指し、日々の運営を重ねております。

そのための組織体制としては、小田原地下街事業の所管課を平成28年度より都市部から経済部に移管し、観光施策や周辺商店街等との連携を強め、さらなる集客、回遊促進に努めてまいりました。

また、専門的ノウハウを活用するために、商業機能につきましては湘南ステーションビル株式会社へ、公共公益機能につきましては株式会社街かど案内所へ業務を委託し、市と受託者の3者が緊密に連携しながら経営に当たっているところです。

担当する中心市街地振興課において、常に日々の売上や客数等を把握し、数値の変動や関連データなどにつきまして分析を行っており、随時報告を受けているところです。その中で必要に応じて経営判断を行っております。

また、HaRuNe小田原の経営責任は設置者である私にあり、重要事項につきましては、必要に応じて会議体を設け意思決定をしております。今後、中心市街地を取り巻く環境が大きく変化していくことが確実視される中、中長期的な事業推進につきましても、HaRuNe小田原に関わる方々のご意見等をお伺いしつつ、その方向性につきまして判断してまいります。

なお、損益計算書につきましては、会計期間における収益と費用を小田原地下街事業特別会計決算書としてお示しし、その中に一般会計からの繰入金も含めた収支を公表しております。

(担当課：中心市街地振興課)